

利益相反管理方針の概要

BBVA証券株式会社

BBVA証券株式会社（以下、「当社」といいます。）を含むビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア銀行(BBVA)グループは世界的な金融コングロマリットとして多様な金融サービスを提供しており、BBVAグループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっております。

こうした状況の中で、当社は、金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号）上の有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者として、お客様の利益が不当に害されることのないよう、以下のとおり利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を策定し、利益相反のおそれのある取引を適切に管理する体制を整備しております。

1. 利益相反のおそれのある取引の特定等

（1）利益相反のおそれのある取引の類型

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」とは、当社又は当社グループ会社が行う取引のうち、①お客様の利益とBBVAグループの利益、又は②BBVAグループのお客様同士の利益がそれぞれ対立・競合する状況にあるために、類型적으로お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引（以下、「対象取引」といいます。）をいいます。

対象取引の類型としては、例えば以下のものが考えられます。

- ・ 助言やアドバイスを通じて、お客様が自己の利益を優先させると合理的な期待を抱く場合（忠実義務型）。
- ・ お客様の犠牲により、当社又は当社グループ会社が経済的利益を得るか又は経済的損失を避ける可能性がある場合（忠実義務型）。
- ・ お客様以外の者との取引に関連して、通常の手数料や費用以外の金銭、財貨若しくはサービスの形で誘因を得る場合、又は将来得ることになる場合（忠実義務型）。
- ・ 当社又は当社グループ会社がお客様を相手方とする取引をする場合（自己代理型）。
- ・ 当社又は当社グループ会社がお客様の取引相手の側に立つ取引をする場合（双方代理型）
- ・ 当社又は当社グループ会社がお客様の取引相手との間の、顧客と競合する取引をする場合（競合取引型）。
- ・ 当社又は当社グループ会社がお客様の非公開情報の利用等を通じ、自己の利益を得る取引をする場合（情報利用型）。
- ・ 当社又は当社グループ会社が同一取引に複数の立場で関与することにより、通常の見取りと同様の条件の取引が期待できない場合（取引の内部化型）。

なお、当社は、対象取引に該当するか否かの判断において、当社及び当社グループ会社のレピュテーションに対する影響がないか等の事情も考慮いたします。また、金融商品取引法その他の法令上で禁止されている行為であっても、

「利益相反のおそれのある取引」に該当しないものは本方針の対象とはなっておりません。

(2) 具体例

「利益相反のおそれのある取引」の具体例としては、以下のようなものが考えられます。

- ・ 競合関係又は対立関係にある複数のお客様に対し、資金調達やM&Aに係る助言等を提供する場合。
- ・ お客様に対し資金調達やM&Aに係る助言等を提供する一方で、当該お客様に対するプリンシパル投資、当該顧客から資産の購入その他の取引を行う場合。
- ・ お客様に引受け又は有価証券発行に関する助言等を行いながら、他のお客様に当該有価証券の取引の推奨を行う場合。
- ・ 資金調達に係る助言の提供先又は与信先等であるお客様に関する投資リサーチを提供する場合。
- ・ 有価証券に係るお客様の潜在的な取引情報を知りながら、当該有価証券について自己勘定取引を行う場合。
- ・ お客様から売買注文を受けた有価証券等について、自己勘定取引、引受けへの参加又は受託者・運用者等を通じ、何らかの関与をしている場合。
- ・ 関係会社が発行又は組成する有価証券を、お客様に推奨・販売する場合。
- ・ 広範なサービスを提供する金融機関において、取引の内部化が行われる場合（当社がグループ内の証券会社等に注文を出す場合等）。
- ・ 当社又は当社グループ会社の従業員が、お客様の利益と相反するような影響を与えるおそれのある贈答や遊興（非金銭的なものを含む。）の供応を受ける場合。

2. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

当社では、当社の他、以下に掲げる当社グループ会社の行う取引を利益相反管理の対象とします。また、BBVAグループの海外の関連会社が行う取引についても利益相反管理の対象とします。

- ・ ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア銀行 東京支店

3. 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

当社は、利益相反のおそれのある取引を当社社内規程等によって特定した場合、次に掲げる方法その他の方法を選択し、又は組み合わせることによりお客様の保護を適正に確保いたします（次に掲げる方法は具体例に過ぎず、下記の措置が採られるとは必ずしも限られません。）。

- ✓ 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
- ✓ 対象取引又はお客様との取引の条件又は方法を変更する方法
- ✓ 対象取引又はお客様との取引を中止する方法
- ✓ 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法

（ただし、当社又は当社グループ会社が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。）

4. 利益相反管理体制

(1) 利益相反管理統括部署の設置

当社のコンプライアンス部を利益相反管理統括部署とし、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する全社的な管理体制を統括します。

（２） 利益相反管理統括部署の職責

コンプライアンス部は利益相反管理に関して、営業部門及び当社グループ会社から独立した立場で以下の職責を担います。ただし、コンプライアンス部が当社グループ会社に対して指示を行う場合又は当社グループ会社からコンプライアンス部に対して報告を行う場合は、当該グループ会社における内部管理を所管する部署を経由して行うものとします。

コンプライアンス部は、利益相反を管理・統括するために以下の事項に関して責を負います。

- ・ 対象取引を特定するとともに、対象取引に関する適切な利益相反管理の実施に関連する営業部門に対し指示いたします。
- ・ 四半期ごとに、特定・管理した「利益相反のおそれのある取引」を取締役会へ報告いたします。ただし、経営に重大な影響を与えるもの又はお客様の利益が著しく害されるおそれのあるものについては、速やかに代表取締役社長に報告します。
- ・ 当社及び当社グループ会社が行う対象取引に関し、定期的に又はその都度対象取引の利益相反管理状況等の報告を受け、適切な管理が行われているかを検証し、必要に応じて、利益相反管理に係る手続や利益相反管理体制の見直しを行います。
- ・ お客様の利益が不当に害されるおそれがある場合は、必要に応じて、当社等の営業部門に対する適切な利益相反管理の実施指示、対象取引の見直し等を行います。
- ・ 当社等の職員に対し、本方針及び利益相反管理規程を踏まえた利益相反の管理について研修を定期的に実施し、利益相反のおそれのある取引の管理についての周知徹底をいたします。